

# くらしの 情報



## 家屋評価を実施します

本町では、9月下旬から新築、増築された家屋の調査を行い、10月中旬頃から家屋評価（※）を実施します。家屋評価の日はあらかじめ通知しますので、当日の立ち会いをお願いします。

※家屋評価とは…新増築された家屋について、面積、構造、部材などの調査を行うものです。この調査を基に評価額を算定し、固定資産税算出の基礎とします。固定資産税は、町の自主財源としてまちづくり事業などの貴重な財源となります。



なお、家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、お早めに役場税務住民課及び東部県税事務所に不動産取得申告書を提出してください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

### ○家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を町に行ってください。12月28日（火）までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

○所有者が死亡したとき  
相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

### 【問合せ先】

役場税務住民課 田中・西川  
☎ 75-41117

**会社を退職（失業）した人へ  
国民年金への変更手続きはお済みですか？**

20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。次の場合は、国民年金の届出が必要です。

- ・勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金から国民年金へ変更
- ・勤務先を退職（失業）された人に扶養されていた配偶者は、国民年金への変更
- ・退職（失業）して会社員・公務員などである配偶者に扶養される人は配偶者の勤務先へ

手続きに必要なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かる書類
- ・退職（失業）の日付が分かる書類

### 保険料額

・国民年金の保険料は毎年変わります。令和3年度の月額保険料は、16,610円です。

### 【問合せ先】

役場税務住民課  
☎ 75-41118  
鳥取年金事務所  
☎ 0857-27-8311

